

役立てて
いますか?

特集3

子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度は、教育・保育の場を増やし選択肢を多くすることで、子育てしやすく、働きやすい社会の実現を目指しています。今回は、子育てに関する疑問や不安が新制度によって解消されたり、改善されたりした事例を紹介します。

[問]子ども課 ☎21-1774 FAX27-0712

あなたの子育てを
応援しています!



子ども課 主任主事
右松 靖史

CASE 2
自分の都合が
よい時機に
仕事復帰したい!



Before

保育所では、2人目の子どもが生まれて育児休暇を取っても1歳になる前に仕事復帰しなければ、保育所に預けている子どもが退園になっていました。

After

認定こども園では、満3歳以上であれば、保育が必要でない人も利用できることから、1年以上の育児休暇にも対応でき、仕事復帰の時機を自分で決めることができます。

育児休業期間中は、上の子どもは短い時間の預かりを利用していました。仕事復帰後は、預かり時間を延長して利用しています。

中原由佳さん・
悠斗(ゆうと)くん(4歳)
・紗和(さわ)ちゃん(1歳)



CASE 3
子どもを家庭的な
雰囲気の施設に
預けたい!

小規模保育は家庭的な雰囲気です。先生の目が行き届くので、小さい子どもでも安心です。お散歩で自然や地域の人と触れ合えるのも魅力です。

川崎真澄さん・優(ゆう)ちゃん(3歳)
・新太(あらた)くん(11か月)



Before

共働き世帯が多くなっているなどの理由で、子どもが小さいうちから保育所などを利用したい人が増え、希望する施設に入れられないこともあります。

After

定員6~19人の小規模保育の施設が増加。選択肢が広がりました!



CASE 1
小さいうちから
教育を
受けさせたい!

仕事が終わるのが遅いので、長く預かってもらえるところを探していました。幼稚園の教育を受けさせたいとも思っていたので、認定こども園はぴったりですね。

岩切理沙さん・
優花(ゆうか)ちゃん(3歳)

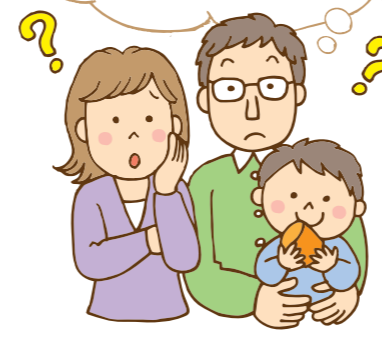


Before

幼稚園は、対象年齢が3~5歳に限られ、保育時間も昼過ぎまでと短いため、働く保護者には預けにくい状況でした。

After

認定こども園が増え、幼稚園の教育を受けながら遅くまで預けられるようになりました!



ご存じですか? お役立ち子育て事業②

ファミリー・サポート・センター

子育てを手助けしてほしい人と、子育てに協力できる人が会員登録し、みんな子育てを助け合う会員組織です。急な残業や冠婚葬祭、地域の行事に参加するとき、保護者がリフレッシュしたいときなどに、子育てに協力できる人が子どもの送迎や一時預かりを行います。利用するには、事前の登録が必要です。

●対象

市内在住で0~12歳の子どもがいる人で、センターの仕組みについて説明を受けた人

●利用料金

月曜~金曜 7時~19時(1時間600円)
右記以外の曜日・時間(1時間700円)

[問]ファミリー・サポート・センターみやざき

(☎62-0252、FAX25-2056)

または子育て支援課

(☎21-1765、FAX27-0752)



ご存じですか? お役立ち子育て事業①

病児保育

病気、または病気回復期の児童を、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かります。保護者の仕事の都合や、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により家庭で保育ができない小学6年生までの児童が対象です。

●利用方法/各施設に事前に登録。利用する際に登録した施設で利用申請の手続きを行います。

●利用日数/連続して7日間以内

●利用料

生活保護世帯・市民税非課税世帯:無料

所得税非課税世帯:1,000円

右記以外:2,000円

●実施施設はこちらから確認できます。



小児科に併設されている施設は、診断を受けてそのまま預けられるのでとても助かります。子どもも居心地がいいみたいです。

高妻ひとみさん・
一翔(かずと)くん(4歳)

